

募集要項に関する質問書への回答

標記の件、以下のとおり回答します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
1	募集要項	1	第1章	7					契約の形態	「不燃の運搬等について、運搬企業等を加えた三者による契約を別途締結する」とあります。 別添資料6 運搬等委託仮契約書(案)では、運搬にかかる契約金額を記載することになっていますが、一方、別添資料2 様式集②では運搬費を記載する箇所が見受けられません。 運搬等委託契約の契約金額は、様式集に記載する必要はないと理解してよろしいでしょうか。 記入する必要がある場合は、様式集における運搬費の記載場所をご指示いただけますようお願いいたします。	運搬等委託契約は、複数の契約を締結する場合がありますが、その対価については、SPCにサービス購入料C及びDの内数として支払います。よって、様式8-5、8-6において可能な範囲で記載してください。
2	募集要項	4	第1章	13	1)				本施設の設計・建設にかかる対価	「一時支払金(設計・建設期間中の各年度出来形に応じて変動)」と「引渡時支払金」とありますが、募集要項P.21の記載内容を踏まえると、「引渡時支払金」はないものと理解してよろしいでしょうか。	各施設竣工年度の出来形に応じた交付金相当額、起債相当額及び割増支払金での支払が引渡時支払金です。
3	募集要項	4	第1章	13	4)	(2)			上下水道料金	管理棟及び洗車棟に係る上下水道料金(従量料金相当分)は、提案金額から除外することよろしいでしょうか。 また、管理棟と洗車棟の想定使用量をご教示ください。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、事業者にて想定願います。
4	募集要項	4	第1章	13	1)				事業者の収入	プロジェクトファイナンスを受ける金融機関は事業者側で選定し、融資条件も事業者側が決定の上金融機関と交渉するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	5	第2章	1	1)	(3)			応募者の構成等	「代表企業と代表企業以外の構成員及び協力企業は、秘密保持に関し契約を行うものとし…」とありますが、同契約に必ず含めるべき内容、様式などのご指定はありますでしょうか。また、秘密保持契約書そのものは提出する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、様式の指定はございません。内容については、提案金額を含む業務提案に関する秘密保持に関する事項を含めることとします。 後段について、秘密保持契約書そのものの提出は必要ございません。
6	募集要項	5	第2章	1	1)				応募者の構成	構成員及び協力企業については、令和4年度時点で湖北広域行政事務センター、長浜市、米原市の入札参加有資格者名簿に記載されていない場合でも、本事業への参加は可能と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	5	第2章	1	4)				同一業務を複数の企業で行う場合	同一業務を複数の企業で行う場合、参加資格審査申請書において、様式2-9～様式2-25、様式2-28～様式2-29については、参加資格要件を満たす主要な1社についてのみ提出すれば良いと理解してよろしいでしょうか。	同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1者は業務ごとに設定している全ての要件を満たす必要があります。よって、関連する実績調書、誓約書は、当該1者についてのみ提出で構いません。
8	募集要項	6	第2章	1	4)	(1)	③		建築物等の建設業務を実施する企業	建築工事についての技術者と、土木工事についての技術者について記載がありますが、それぞれ別の企業から選出して良いと理解してよろしいでしょうか。 ※土木工事の技術者については、地元企業から選出することを視野に入れて検討しております。	ご理解のとおりです。
9	募集要項	6	第2章	1	4)	(2)	③		プラントの設計・建設企業の個別の要件 バイオガス化施設	一般廃棄物処理施設の竣工実績は、自治体に限定せず民間事業者からの発注実績で、一般廃棄物25t/日以上処理できる施設の竣工実績でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
10	募集要項	6	第2章	1	4)	(2)	③		プラントの設計・建設企業の個別の要件	バイオガス化施設の企業要件について、「一般廃棄物処理施設」とありますが、これは、地方自治体が設置主体でなくても、一般廃棄物を処理している施設であれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	7	第2章	1	4)	(3)	③		解体企業の個別の要件	クリスタルプラザの解体撤去工事期間中は、解体工事についての監理技術者を専任で配置すればよく、その他の監理技術者（清掃施設工事、建築一式工事、土木一式工事）の専任配置は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	募集要項	8	第2章	1	4)	(4)	④		運営企業の個別の要件	「…ただし、焼却施設の…可能とする。」とありますが、一方で、「要求水準書 第3編 運營業務-8 第3編 第2章 1 4)」及び「様式集 28頁 様式2-6 <添付書類> 運営企業（廃棄物処理施設技術管理者を配置する企業）①」、「事業仮契約書（案）31頁 第5章 第1節 第48条 第2項 第2号」では、“兼務可とする”とあるため、双方で齟齬が生じているように見受けられます。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	募集要項が正です。廃棄物処理施設技術管理者の兼務は焼却施設の運營業務を実施する企業に限り認めます。
13	募集要項	8	第2章	1	4)	(4)	⑥		運営企業の個別の要件	「汚泥再生処理センターの運營業務を実施する企業は、汚泥再生処理センターもしくはし尿処理施設の運転管理の経験を2年間以上有する者を運營業務開始後2年間以上配置できること。」とありますが、「要求水準書 第3編 運營業務-8」では、「汚泥再生処理センターの運転管理の経験を2年間以上有する者」との記載となっており整合していないように思われます。実施方針に関する質問・意見書への回答No. 40のご回答のとおり、募集要項が正であり、し尿処理施設での運転管理の経験も認められるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	8	第2章	1	4)	(5)	①		不燃物の運搬業務を実施する企業	「事業者の責務を達成するために必要な資格者」とは、運搬車両に必要な運転免許であり、収集運搬業の許可は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	募集要項	8	第2章	1	4)	(5)	②		運搬企業等の個別の要件	「清掃汚泥等・・・（中略）・・・必要な施設の確保及び資格者の配置ができること」とありますが、必要な資格とは運搬車両に必要な運転免許のみであり、収集運搬業の許可は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	募集要項	9	第2章	2	1)				提案限度額	提案限度額には、運搬等委託契約に基づく契約金額は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	運營業務に係る対価（サービス購入料C及びD）として含まれています。
17	募集要項	10	第3章	1					事業者の募集・選定スケジュール	現在新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、今後第7波が到来する懸念もあります。今後の感染状況に応じ、スケジュールに関しての変更等の申し出をさせて頂く可能性もございますので、ご協議をお願い致します。	提案書の提出時点で予見不可能な事象については、不可抗力に該当する可能性があるため、協議に応じます。
18	募集要項	10	第3章	2	2)				現地見学	現地見学会(4/15)以外に、現地を見学させていただくことは可能でしょうか。	可能です。必要があれば、別途申し出てください。
19	募集要項	14	第3章	3	6)	(1)			著作権	「ただし、公表、展示等、特にセンターが必要と認める場合は、センターは、これを無償で使用できる」とありますが、提出書類の中には、公表されることで応募者の競争的地位を害する情報が含まれている場合があることから、公表する際には、事前に公表範囲、内容について協議頂けるものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	湖北広域行政事務センター情報公開条例に基づき、非公開情報に該当する場合については公表しません。事業者とその確認協議を行うことを想定しています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
20	募集要項	17	第5章	2					SPCの設立等	SPCをセンターの構成市内において設立するものとありますが、本件の事業場所の敷地内に設立することは可能でしょうか。	不可とします。地元企業の活用など工夫をお願いします。
21	募集要項	17	第5章	2					SPCの設立等	設立するSPCが建設業許可を取得するのは困難と思いますが、建設業許可は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	募集要項	17	第5章	2					SPCの設立等	実施方針No. 7にもあります通り、SPCへの出資要件は、代表企業が最大出資比率であること以外に構成員間の出資要件は特にないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	募集要項	17	第5章	2					SPCの設立等	SPC出資のための構成員の選定は事業者の裁量と考えて宜しいでしょうか。例えば構成員1社でのSPCは可能でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、代表企業のみ出資義務があり、その他の企業については提案に委ねます。
24	募集要項	17	第5章	2					SPCの設立等	実施方針No. 22にもあります通り、運搬企業等に関しては、構成員又は協力企業が要件と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	募集要項	18	第6章	2	2)				維持管理運営期間中の保険	「運營業務期間の火災保険の付保について、センターは、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があった場合には、この提案を採用することにより、事業者の付保義務を免除することができる。」とあります。また、事業仮契約書(案)において、その補償額は「本施設の再調達価格」とあります。災害が発生した際、必要となる「本施設の再調達価格」が保証できる提案に限り、事業者の提案をお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。また、災害には様々な種類がありますが、火災に加え、破裂・爆発、風水災等についても、同様の条件を満たす必要がありますでしょうか。	保険の対象、補償額、保険期間について同等の効果があるか判断します。普通火災保険では、火災の他、落雷、破裂、爆発、暴風雨が補償範囲に含まれると考えています。
26	募集要項	18	第6章	2					保険	センター様で付保する保険がありましたらご教示下さい。	全国市有物件災害共済、施設見学者傷害保険への加入を予定しています。
27	募集要項	21	別紙1	2	1)				サービス購入料A	サービス購入料Aは、各年度の出来高金額の100%を対象として算定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	募集要項	21	別紙1	2	2)				サービス購入料B	「サービス購入料Bは、設計・建設業務に係る費用からサービス購入料Aを控除した金額にSPC経費、開業準備費、提案書作成費等を加えた額を元本として～」とありますが、サービス購入料Bに加えるSPC経費については、施設の所有権移転時までの費用と理解してよろしいでしょうか。	SPC経費の考え方は、事業者で判断してください。
29	募集要項	25	別紙1	4	3)				サービス購入料C及びD	「センターは、四半期業務報告書受領後10日以内にモニタリング結果と減額ポイントを勘案した支払額をSPCへ通知する」ことになっていますが、支払額の根拠は示していただけますか。	減額がある場合については、根拠を示す予定です。
30	募集要項	26	別紙1	5	1)	(1)			金利変動第1回目の改定	サービス購入料の第1回目の改定は各施設の竣工時と理解します。資金調達が必要になるのは施設建設中であり、建設中においても金利変動があることは考えられますが、改定はあくまで竣工時との理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	募集要項	26	別紙1	5	2)	(1)	②		物価変動	「変動前残工事費の1,000分の15を超える額」とありますが、インフレライドが適用された場合は、「1,000分の15」を「1,000分の10」と読み替えると理解してよろしいでしょうか。	インフレライドを適用する場合についても「1,000分の15」とします。
32	募集要項	26	別紙1	5	2)				物価変動	サービス購入料の物価変動を計る価格指標が表に提示されておりますが、より適当と考えられる指標がある場合には、契約時に協議させて頂くことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
33	募集要項	26	別紙1	5	2)				物価変動	サービス購入料Dの改定について、以下のような事項は、指数と同様、優先交渉権者決定後、事業者との協議で決定されるとの理解でよろしいでしょうか。 (1)提案日とはいつの時点のことでしょうか？ (2)毎年度9月30日までに指数値の根拠資料を出す場合、その時点に知りうる「直近1年間の確報値の指標の平均値」で宜しいでしょうか。 (3)公表されている直近の12ヶ月の指標(確報値)の平均値で示される指数の有効数字は、小数点以下1位までと考えて宜しいでしょうか。 (4)「企業向けサービス価格指数」や「企業物価指数」は5年ごとに基準(現在2015年基準)が改定されますが、見直し時に採用される指数は、その時点の最新の基準(おそらく2020年基準)における指数が採用されるとともに、契約時の指数はその基準における接続指数が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	(1)提案書類の提出日です。 (2)直近1年間の指標の平均値としますが、指標により速報値を含む場合もあると考えます。優先交渉権者決定後の協議で決定します。 (3)ご理解のとおりです。 (4)ご理解のとおりです。詳細は、優先交渉権者決定後の協議で決定します。
34	募集要項	30	別紙2	4	1)				支払の減額基本的な考え方	減額ポイントのレベル3に該当する事象として「重大な事故、本施設の損壊等が発生し、廃棄物等の受け入れに制限が生じる場合」とありますが、事業者の事由以外(自然災害・テロ等)で生じた場合は対象外との理解でよろしいでしょうか。	減額の対象となり得るケースは、要求水準を達成していない責任がSPCにある場合です。
35	募集要項	30	別紙2	4	1)				支払の減額の基本的な考え方	サービス購入料C及びDの減額ポイントには、P.33記載の「6 定量評価項目の不履行があった場合の特例」に定めのある「地元企業への発注金額」と「発電量・売電量」の提案未達は、加算されないと理解してよろしいでしょうか。  ※サービス購入料減額と違約金支払いを同時に受けることになると、事業者は二重でペナルティを受けます。	ご理解のとおりです。
36	募集要項	33	別紙2	4					定量評価項目の不履行があった場合の特例	定量評価項目(・・発電計画(発電量・売電量))において、算定基準となるごみ質・ごみ量をご教示いただけますでしょうか。 また、提案した発電量・売電量は、実際のごみ質・ごみ量の変動を踏まえて補正したうえで、補正後の提案発電量・売電量と履行状況を比較して提案不履行の有無判断を実施するという理解でよろしいでしょうか。	前段について、算定基準となるごみ質は要求水準書「第1編 共通事項-15, 16」に示す計画ごみ質の基準ごみを、ごみ量は要求水準書添付資料5に示す量を基に焼却施設、バイオガス化施設における処理対象物のごみ質・ごみ量を想定願います。後段について、ご理解のとおりです。